



特定(産業別)最低賃金	金額	適用除外(奈良県最低賃金が適用されます)
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 905 円 令和3年 12月29日発効	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、かしめ、穴あけ、組付け又は取付け、切断、軽易な運搬、目視による部品の選別又は検査の業務 ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 891 円 令和3年 12月29日発効	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、切断、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、軽易な運搬、袋詰め、箱詰め又は電線被覆はく離、目視による部品の検査の業務 ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務
奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 892 円 令和3年 12月29日発効	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 洗車又はワックスかけの業務 ハ 塗装におけるマスキングの業務 ニ 駐車場内整理又は納車引取りの業務 ホ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務 ヘ レジ打ち、品出し、在庫整理の業務 ト 一台積車両運搬車を用いた事業拠点間の車両移動の業務
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	日額 6,527 円 平成元年 1月25日発効 ※時間額は奈良県最低賃金(時間額 866 円)が適用されます	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (※注) 適用者 本件特定最低賃金は、次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上の者 イ 製材の段取り又は木取りの業務 ロ 製材用原木を帯のこ盤又は丸のこ盤(以下「製材用のこぎり」という)を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押しの業務 ハ 製材用のこぎりの目立ての業務 ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務

労働保険は働く皆さんを守ります

◆口座振替納付が便利です
◆電子申請は、曜日・時間帯を問わず、いつでも申請できます

- 最低賃金には、「都道府県(地域別)最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。
- 「奈良県最低賃金」は、奈良県下で働くすべての労働者に適用され、「奈良県特定最低賃金」は、奈良県下の特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます。



奈良労働局・管下労働基準監督署



令和3年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	889	R 3.10. 1	石川	861	R 3.10. 7	岡山	862	R 3.10. 2
青森	822	R 3.10. 6	福井	858	R 3.10. 1	広島	899	R 3.10. 1
岩手	821	R 3.10. 2	山梨	866	R 3.10. 1	山口	857	R 3.10. 1
宮城	853	R 3.10. 1	長野	877	R 3.10. 1	徳島	824	R 3.10. 1
秋田	822	R 3.10. 1	岐阜	880	R 3.10. 1	香川	848	R 3.10. 1
山形	822	R 3.10. 2	静岡	913	R 3.10. 2	愛媛	821	R 3.10. 1
福島	828	R 3.10. 1	愛知	955	R 3.10. 1	高知	820	R 3.10. 2
茨城	879	R 3.10. 1	三重	902	R 3.10. 1	福岡	870	R 3.10. 1
栃木	882	R 3.10. 1	滋賀	896	R 3.10. 1	佐賀	821	R 3.10. 6
群馬	865	R 3.10. 2	京都	937	R 3.10. 1	長崎	821	R 3.10. 2
埼玉	956	R 3.10. 1	大阪	992	R 3.10. 1	熊本	821	R 3.10. 1
千葉	953	R 3.10. 1	兵庫	928	R 3.10. 1	大分	822	R 3.10. 6
東京	1,041	R 3.10. 1	奈良	866	R 3.10. 1	宮崎	821	R 3.10. 6
神奈川	1,040	R 3.10. 1	和歌山	859	R 3.10. 1	鹿児島	821	R 3.10. 2
新潟	859	R 3.10. 1	鳥取	821	R 3.10. 6	沖縄	820	R 3.10. 8
富山	877	R 3.10. 1	島根	824	R 3.10. 2	全国加重平均額	930	

- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金額を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされますので、最低賃金額以上の賃金額を支払わなければなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。
- 派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。



最低賃金に関するお問い合わせは、奈良労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ。
 なお、奈良労働局HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/home.html>) でも最低賃金に関する情報をご覧になれます。

奈良労働局賃金室 TEL. 0742-32-0206

奈良労働基準監督署 TEL. 0742-23-0435 桜井労働基準監督署 TEL. 0744-42-6901
 葛城労働基準監督署 TEL. 0745-52-5891 大淀労働基準監督署 TEL. 0747-52-0261